

9. 学生のための研究倫理について

1. 学生は研究者、正しい心得が求められる

学生の皆さんは、大学へ入学されたときから、高校時代までのように教科書通りに勉強をするだけの「生徒」では研究を行う「学生」になったのです。大学は、教育機関であり、研究機関でもあります。学生は、授業を受けて専ら触れるだけでなく、学んだ専門知識を駆使して研究する能力も学ぶのです。学生も研究活動に従事するときは「研究」で扱われます。「研究者」は、学生であっても、教員であっても、正しい心得を持って研究していくことが強く求められます。この正しい心得のことを大学内では『研究倫理』あるいは『行動規範』と呼んでいます。

2. 研究とは何か、研究倫理とは何か

研究とは、自らが問題を発見し、自らがその問題を解決する営みのことだと捉えてください。研究によって明らか問題解決方法や結果データは、論文として公表されて世間に知られることで、社会貢献となります。研究がなされて、人の社会が発展してきました。

研究者は、研究成果である論文が世間に認められて、実績を得ます。学生は、調べて研究して学び得た成果をレポートにまとめて、そのレポートが教員から審査・採点をされ、合格基準を超えたと認められて、単位（能力実績）を修得します。レポートが学生にとっての研究（学び）の成果なのです。

倫理とは、人間生活の秩序つまり人倫の中で踏み行ふべき規範の筋道、と国語辞書で説明されています。すなわち、人のあるべき姿や、人として守るべきこと、です。心得や道徳と言っても良いです。研究倫理とは、研究者のあるべき姿、研究者が研究をするときに守るべき規則のことです。

3. 研究（学び）は誠実に・公正に（不正なく）行われるべき

研究・学問を自己利益の拡大のためだけに誤用・悪用して、研究行為やその成果が社会の中で信頼を失ってしまう事件が増加してきています。特に以下に示す行為が目立ってきており、研究上でやってはいけないこととして研究不正と呼ばれています。

<研究不正の種類>

◇ 捏造 (Fabrication)

- ① 存在しないデータを都合良く作ること。

◇ 改ざん (Falsification)

- ① データの変造や偽造。クッキングやトリミングも含む。
- ② 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

◇ 盗用・剽窃 (Plagiarism)

- ① 他人のアイデアやデータ、研究成果を適切に引用しないまま使用すること
- ② 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。文章やデータのコピー＆ペーストも含まれる。

学生は、レポートを作成する際に、これらの研究不正に当てはまるような行為を行ってはいけないということを肝に銘じてください。簡単な例を示せば、インターネットの情報をほとんど吟味せずにレポートに丸写ししてしまうのが、不正コピー（盗用）ということです。レポートに不正があると見なされたときは、懲戒処分となるほどの厳重な扱いを受けることもあることに留意してください。

研究者の研究（論文）も、学生の学び（レポート）も、“誠実に”、“公正に”行われることが求められています。“誠実に”というのは、嘘や不正コピーが無いことを意味します。“公正に”というのは、客観性（誰が見ても同じ解釈ができる）や正確性・信頼性（正しく確かであり、信じられる）があるということを意味します。

研究や教育（人材育成）を行っている大学は、社会からの信頼を得るために、様々な規範・ルールを作り直してきています。現在ある様々な規範・規則・ルールを守っていくようにしてください。

4. 個人情報保護、インフォームドコンセント（説明と同意）

研究や学びを行っていく際に、他人の個人情報・データを収集したり分析したりすることがあります。他人の個人情報を扱うときに、個人情報保護法に則ってデータを扱い管理する必要があります。学生も大学内で人を対象にして研究に携わる時は研究者として扱われますから、人の情報の扱い方に関する法律や手法を熟知しておく必要があります。以下に法律の概要を簡単に説明しますが、学生は自ら調べて詳細を把握するよう努めてください。

個人情報保護法は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体に個人情報を大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。個人情報とは如何なるものを指すのが法律上で明確に定義されています。個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。以下に具体例を示します。

◇ 個人識別符号

- ① 生体情報を変換した符号として、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
 - ② 公的な番号として、パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証、等
- これら個人情報を扱う際には、研究の対象者から情報を得るときに、インフォームドコンセント（説明と同意）が必要になります。そして、研究内容を公表する際に、これら情報から個人を特定できないように匿名化しておく必要があります。さらに情報漏洩を防止するために、厳重な管理が必要です。管理方法については、教員の助言を受けながら学んでください。